

橿原市水道局の単品スライドの運用について(概要)

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

なお、本市における運用基準及び運用基準の詳細については、奈良県土木部が定めた運用基準及び運用マニュアルを準用し、**平成20年8月29日**付けで運用します。

< 単品スライド運用基準及び運用マニュアル（暫定版）の概要 >

1. 対象工事

現在継続中の工事及び今後新規発注工事が請求対象

適用開始日以降で施工中及び新規発注工事が請求の対象となりますが、以下の条件がすべてを満たす必要があります。

工期末の2ヶ月前までに請求を行う。

（ただし、橿原市では、周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が**平成20年11月10日以前**の工事は、工期内であれば**平成20年9月10日**まで請求を行うことができる。）

「請求しようとする材料の品目類ごとの増額分(材料費のみ諸経費は含まない。)」が対象工事費(全体の請負代金額)の1%を超える。

証明する資料(「単品スライド額算定書」、「納品書、請求書、領収書」等)の提出を行う。

請負者より請求する。(請求ない場合、適用しません。)

2. 条項適用の対象とする品目

対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の2品目

請負者より請求のない材料は、スライド条項を適用しません。

鋼材類：H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鋼製二次製品、ガードレール、**ダクタイル鋳鉄管**、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象。但し、鋼材類を一部しか含まないコンクリート二次製品等や非鉄金属は対象外。

燃料油：ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料を対象

解説：

鋼材類及び燃料油について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費（全体の請負代金額）1%を超えるものが対象となり、1%以下の品目については、対象外となります。また、1%を超えるかどうかは、あくまで対象材料とするかの判断基準である。

（ 「品目類ごとの増額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼などの合計額）

（ ただし、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が1%を超えるものを対象とする趣旨ではない）

3．品目類ごとの増額分の算出方法

品目類ごとの増額分 = M 変更 - M 当初

M 当初 = 設計時の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × 105 / 100（消費税）

M 変更 = 購入時の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × 105 / 100（消費税）

ただし、M 変更と請負業者の実際の購入価格を比較して、安い方の金額とする。

4．請負代金額の変更の考え方（スライド額の算出方法）

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、請負業者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%以内は請負業者が負担し、1%を超える額【スライド額】を発注者が負担。

解説

スライド額の計算式例 1

【鋼材類の増額分】、【燃料油の増額分】それぞれが、【対象工事費の1%相当額】を超える場合

【鋼材類の増額分】 + 【燃料油の増額分】 - 【対象工事費の1%相当額】 = 【スライド額】

スライド額の計算式例 2

【鋼材類の増額分】のみ【対象工事費の1%相当額】を超える場合

【鋼材類の増額分】 - 【対象工事費の1%相当額】 = 【スライド額】